

## 議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成28年7月19日（火）から20日（水）
- 2 視察地 長野県上田市 人口15万9,312人(平成28年7月1日現在)  
石川県加賀市 人口6万8,886人(平成28年7月1日現在)
- 3 出席委員 高橋伸治、湯沢美恵、岸昭二、加藤勝明、  
三宮幸雄、滝瀬光一、工藤日出夫
- 4 視察事項 上田市議会 ・議会運営全般について  
・議会改革の取り組みについて  
加賀市議会 ・議会運営全般について  
・改革への取り組みについて

以上の視察事項について、順次報告いたします。

今、日本を含め世界では、住民投票や国民投票といった直接的に政治、行政の意思決定を行う手続きが盛んに行われています。記憶に新しいところでは、イギリスのEU離脱に関する国民投票があります。

地方議会は、まさに二代表制の一翼を担う議事機関としての存在意義が問われているところです。

また、本市に限らず、地方自治体では急速な少子高齢化が進行し、かつてない人口減少社会が到来する中で、経済社会や地域社会は大きく変容をみせ、時代の変化に伴う多くの課題に直面していることはご承知のとおりです。

このような中、団体意志を決定し、執行機関を監視する役割を担う地方議会においては、政策形成機能の発揮、住民の多様な意見反映・集約などを通じ、その役割を十分果たすことがこれまで以上に求められています。

併せて、議会制民主主義における議会の本質的な役割は、公開の場で、地域の多様な意見をもとに行われる討議を積み重ねることを通じて、物事を決定していくことにあり、合議制の機関として、熟議を行い、その意思決定の過程が住民に見える形となっていることが重要であると考えています。

このような中で、北本市議会運営委員会は、平成28年6月10日に議長から、地方自治法第109条第3項第3号に基づき、「1 議会の活性化について」における検討事項として、「(1) 政務活動費について」、「(2) 一般質問等の取り決めについて」、「(3) 議会の附属機関の設置について」、「(4) 政策討論会の開催について」、「(5) 議会傍聴規定について」、「(6) 議会事務局の体制について」以上、6件の諮問を受けています。当委員会は、本件について可及的速やかに調査検討を行い、実行できるものから順次推進することとしています。

このようなことから、当委員会の調査研究に資するため、議会改革に先進的に取り組み、その実行の成果を上げている2市を視察しました。

はじめに上田市議会の視察概要について報告いたします。

## 1 上田市議会の概要

議員数は、条例定数30人、現員数30人です。委員会の構成は、総務文教委員会8人、産業水道委員会7人、厚生委員会7人、環境建設委員会8人、広報広聴委員会9人の5委員会があり、議会運営委員会は委員数8人です。

## 2 議会改革の取り組みについて

議会改革の取り組みについては、平成18年3月に1市2町1村の合併により新上田市が誕生したことで、旧4市町村で行ってきた議会運営を議長から議会運営委員会に対して「新しい上田市議会の議会運営及び改革事項」が諮問されたことで、新たな議会運営のルールづくりがスタートしました。

それぞれの任期中の取り組みとしては、平成20年4月から22年3月までに「上田市議会運営基準」の制定を初め、議会改革が進められることになり、22年4月の改選では、議員定数を34人から31人の3人削減しました。また、22年4月から24年3月には、市長が制定を進めていた自治基本条例の議会関連部分について、意見集約をし、自治基本条例に議会の意思を反映させました。加えて、地方分権に対応するため、議会機能の充実を目的に「議会機能強化特別委員会」を設置、更に市民への説明責任を果たすため「議会報告会」について検討しました。

平成24年4月から26年3月には、広報・広聴モニター制度を実施し、また、上田市議会のあるべき姿を規定する「上田市議会基本条例」を25年12月に制定、26年4月に施行しました。

平成26年4月から28年3月までに上田市議会基本条例第12条に規定する議員間討議を具現化するために、委員会における「委員間討議」と議員全員参加による「政策討論会」を制度化させ、実施しました。

### (1) 議会基本条例の制定について

議会基本条例の制定については、平成23年3月に市長部局の策定した「自治基本条例」の制定を受け、議会改革の一環として、24年2月に議会機能強化特別委員会が議会基本条例制定の必要性を報告したことにより、議員自ら25年12月に制定、26年4月に施行しました。

条例については、市民の中の議会であり続けるために、あらためて議会及び議員の活動における基本的事項を示し、自律的に機能を発揮する市議会としていくことを念頭に、上田市議会のあるべき姿である二元代表制の下、市議会及び市議会議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項などを規定する理念型の条例とし、市民への説明責任を果たすための議会報告会の継続的实施、今後取り組むべき議会改革として、議員間討議、議員の質疑等の論点を明確するために市長等からの発言、議会改革に継続的に取り組むことなどを明文化しました。

## (2) 議会広報活動の充実について

決算を審議する9月定例会後に開催される議会報告会は、平成23年11月から実施し、昨年度、27年度までに延べ28回、41会場において、1,786人の参加者を集めています。山間部を含め550km<sup>2</sup>を超える広大な市域を持つ地域性から広く市民へ情報を届けるのに苦勞されていることが窺えました。昨年度は議会報告会の方法に工夫を凝らし、一部の日程で議会報告会后にテーマ別車座集会を試行的に開催し、常任委員会ごとに市民との意見交換する機会を作るなど、常に市民との対話の方法を模索しています。

また、広報広聴委員会が主体的に実施している議会報告会での市民からの意見は、広範に亘るため、委員会において、執行部への意見の場合は、執行部へ報告し、議会への意見の場合には、各常任委員会へ報告するなど正確に仕分けされ、市民の意見が生かされています。

## (3) 議会改革の成果と影響について

議会改革の成果は、これまで報告したものではありません。合併当初に策定された「上田市議会運営基準」を適宜改定し、13章、47節、201款に及ぶ詳細な基準とすることで、ルールに見える化による円滑な議会運営を実現していること、議会基本条例制定による議会の目的、理念、責務、議会と市民との関係、議会と市長等との関係、機能強化と改革推進、継続的な議会改革などを明確にしたことで、上田市議会のあるべき姿を目指すことを市民と約束したことなどを議会基本条例に規定することで議会報告会を初め、議会情報の積極的な発信と、市民との対話の促進が図られています。また、これまで報告したものの他、政務活動費の公開や平成18年度からは傍聴者の利便性の向上を図り、請願・陳情審査の充実などを実施しています。

今後の課題は、説明責任を果たすためと市民意見の把握を図るための議会報告会の更なる充実、多くの市民が議会活動を知ってもらうためにあらゆる方法での情報提供の工夫、議会を討論の場と位置づけ、議案の審議等における活発な議論を通じての合意形成、更には政策立案、政策提言の実現を図るための議員間討論の推進とのことでした。

次に加賀市議会の視察概要について報告いたします。

### 1 加賀市議会の概要

議員数は、条例定数20人、現員数18人です。委員会の構成は、総務委員会6人、教育民生委員会7人、産業建設委員会7人の3委員会と全議員が委員となっている予算決算委員会があり、議会運営委員会は委員数8人です。

### 2 議会改革の取り組みについて

議会改革の取り組みについては、平成21年に「議会活性化特別委員会」設置

に始まり、その中に「議会基本条例策定委員会」を組織し、条例を議員自ら策定し、23年4月から施行しています。議会基本条例の他にも22年4月に策定作業を開始した「市民主役条例」策定では、その手法も市民主役の名のとおり、多くの市民を策定委員として迎え、議会と一緒に作業し、各地区への説明会にも出向き、約2年間を掛けて施行に至っています。また、「ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」、「加賀市の地域医療を守る条例」など市民生活の向上に繋がる条例の策定に議会が自ら取り組んでいます。

#### (1) 議会基本条例について

平成23年4月から施行されている議会基本条例は、市民生活の向上を目的に、「開かれた議会」、「監視する議会」、「審議する議会」、「政策提案する議会」、「市民が参加する議会」から主に構成され、「市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに説明する責任を果たす」、「市民にわかりやすい議会運営を行う」、「市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、公平性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視する」、「議員で構成する政策討論会を開催する」、「市民と協働してまちづくり活動に取り組むために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案するよう努める」「本会議のほか、委員会を原則公開」、「議会報告会を開催する」などを規定しました。

#### (2) 議会報告会の開催

議会報告会は、議会基本条例に規定し、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報や意見を交換する場として、平成23年から毎年1回開催し、27年度までに延べ51地区において、2,232人の参加者を集め開催しています。昨年度は試行的に市民と議員の研修会と併せて、議会報告会を開催するなど現状に満足すること無く工夫を凝らし、常に市民との対話の方法を模索しています。

実施方法は、全議員を4班に分けそれぞれの班が市内公共施設で開催し、議会報告をすることを原則としていますが、意見交換の機会をつくるなど市民との対話も重視しています。

#### (3) 会議の公開について

会議の公開については、市民に開かれた議会を目指して、平成23年度から本会議だけではなく常任委員会、特別委員会、全員協議会を「許可制傍聴」から「自由傍聴」に変更しています。また、27年10月からは議会運営委員会を「許可制傍聴」から「自由傍聴」に変更し、市民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たしています。同時に、インターネットライブで、本会議、委員会、全員協議会の会議を公開しています。

### 3 予算・決算審査の常任委員会方式とPPDCAサイクルについて

加賀市は、予算と決算は議案不可分の原則に鑑み、常任委員会に分割付託する従来の審査を改め、予算・決算委員会（常任委員会）を設置し、当初予算、補正予算、決算にかかわる議案を一体的に審査しています。本会議で提案された予算・決算議案は、議長から「予算・決算委員会」に付託され、各会派代表の総括質疑の後、各常任委員会を分科会として所管部署ごとに議案の調査を行い、その調査結果を持って「予算・決算委員会」で最終審査を実施、委員会採決しています。

PPDCAサイクルについては、平成27年度から実施しており、対象となる行為は議会が主体となって行うものとして、議会報告会、政策討論会、政策提言、議員間自由討議、各種団体との意見交換会、議会改革に係る各種取組み、議員定数・報酬・政務活動費の見直しなどがあり、また、委員会が主体となって行うものとして、政策条例等の策定、政策提言、行政視察、各種団体との意見交換会、議会改革に係る各種取組など議会報告会、意見交換会、行政視察などとなっています。通常PDC Aサイクルと呼ばれますが、加賀市ではP l a nの後にP r o c e s s（手順・経過）を加えて、PPDCA サイクルとして実施しています。議会等が行う行為に関して、PPDCAサイクルを適用することにより、その行為の進行管理、結果の振り返り、成果の評価及び次の目標設定などへ活用することを目的として、実施しています。

#### 4 議会活性化の取り組みについて

議会活性化の取り組みは、既に報告した事項以外にも積極的に推進しています。

平成23年6月議会から教育の一環から、また、子供、保護者を合わせて議会への関心の向上を目的に小学生の議会傍聴を開始しています。23年10月からは市内女性団体と共催し、女性議会を開催し、市民との連携と市政と議会活動への理解を深める取り組みをしています。23年12月議会からは議会基本条例に規定されている夜間・休日議会の開催の一環として、日曜議会（一般質問日）を実施し、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努める取り組みをしています。24年1月からは市内小学生、中学生を対象に子ども議会を開催し、若年層の市政と議会活動への理解を深める取り組みをしています。25年7月には議会に関する市民アンケートを実施し、広く市民の声を聞き、今後の議会活性化に繋げるとのことでした。

以上、報告いたします。

当委員会は、このたびの行政視察の資料分析を進めるとともに、さらに他市の取り組みの状況を収集し、委員間討議を充実させ、議長から諮問された事項

の他、市民に開かれた議会、市民に向き合い、市民と対話する議会、政策立案、政策提言できる議会へと、議会改革活性化に向けて取り組んでまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

平成28年8月29日

北本市議会運営委員会  
委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 三 宮 幸 雄 様